

# 名の変更許可の申立てについて

旭川家庭裁判所

## 1 名の変更とは

名の変更とは、正当な事情によって戸籍の名を変更することについて、家庭裁判所の許可を得る手続です。正当な事情とは、名の変更をしないとその人の社会生活において著しい支障を来す場合をいい、単なる個人的趣味、感情、信仰上の希望等のみでは足りないとされています。

## 2 申立人(申立てができる方)

名の変更をしようとする方(15歳未満の場合は、その法定代理人(親権者、未成年後見人)が代理します。)

## 3 申立先

申立人の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。

## 4 申立てに必要な費用

- 収入印紙 800円分
- 郵便切手 500円×2枚、100円×1枚、84円×4枚、10円×1枚 (合計1,446円)

## 5 申立てに必要な書類

- 申立書
- 申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)  
戸籍謄本等は3か月以内に発行されたものを提出してください。  
※ 許可審判後、本籍地以外の市町村に届出をする場合は、戸籍謄本等の添付が必要になりますので、裁判所に提出した戸籍謄本等の返還を希望する場合は、「各手続に共通する書式」のコーナーにある「書類返還申請書」を提出してください。
- 正当な事情を証する資料  
【資料の例】
  - ・ 永年使用を理由とする場合  
通称が使用されている郵便はがき、封筒等(通称使用開始時から申立時まで使用されていることが分かる程度に取り揃えてください。)、学校等の卒業証書写し、名簿等
  - ・ 神官、僧侶となった(やめた)ことを理由とする場合  
得度証明書等、神官、僧侶となった(やめた)ことを証する資料

## 6 申立て後の手続について

申立て後、名の変更を許可するかどうかについて審理が行われます。審理は、裁判所から申立人に照会書を送付し、回答書を提出していただいたり、裁判所にお越しただいて事情を伺うなどの方法により行います。

名の変更を許可する場合は、申立人に名の変更を許可する旨の審判がなされ、審判書謄本が申立人に交付されます。

なお、実際に戸籍上の名が変更されるためには、許可審判書謄本を添付して、市町村戸籍課に名の変更届をする必要があります。許可審判がなされただけで自動的に名が変更されるわけではありません。市町村への名の変更届は、本籍地以外の市町村で届け出る場合は、申立人の戸籍謄本(全部事項証明書)を添付する必要があります。